

港区告示第二十一号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、ゲッツビルマンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年二月二日

港区長 武井雅昭

記

一 組合の名称

ゲッツビルマンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

ゲッツビル

(二) 敷地の区域

東京都港区六本木三丁目百二十一番一、百二十一番三

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区六本木三丁目百二十一番一、百二十一番三

四 事業施行期間

令和六年二月二日から令和十年五月三十一日まで

五 事務所の所在地

東京都中央区八重洲二丁目十番五―四〇二号

六 設立認可の年月日

令和六年二月二日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

施行マンションの所在地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

九 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和六年三月二日